

介護保険法に規定する居宅サービス事業所等の管理者の兼務について

埼玉県福祉部高齢者福祉課

介護保険法に定める居宅サービス事業所等の指定に係る管理者の他職務との兼務については、以下のとおり取扱うこととします。

○ 兼務の基本的事項

ここにいう兼務とは、2つ以上の職務を行っている場合に、その勤務時間を分割することなく、勤務時間を通じて各々の職務を並行して行うことをいいます。

(例) 訪問介護事業所において管理者とサービス提供責任者を兼務する場合

- ・常勤管理者として週40時間の勤務
- ・サービス提供責任者として週40時間の勤務

上記2つの勤務が同時に成立する場合の取扱いとします。

○ 兼務の基本的方針

一般的に「管理上支障がない」と考えられるのは、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合です。その他の兼務については一律に認められないものではなく、勤務時間を通じて兼務することで管理上支障がないかどうか個別事情により判断します。

なお、以下の兼務を行う管理者がテレワークを行う場合は、管理者以外の職種における業務を書類作成などの事務作業等に限るなど、利用者の処遇や管理業務に支障が生じないこと等が前提となります。支障が生じないこと等に関する具体的な考え方については、介護保険最新情報 Vol.1237 (令和6年3月29日)をご参照ください。

(1) 同一事業所内での兼務の例

居宅サービス事業所等の種別	兼務可能な職務の例
1 訪問介護 (予防含む)	管理者とサービス提供責任者 (常勤の訪問介護員)
2 訪問看護 (予防含む)	管理者と訪問看護員
3 通所介護 (予防含む)	管理者と生活相談員
4 短期入所生活介護 (予防含む) ※単独設置の場合	管理者と生活相談員

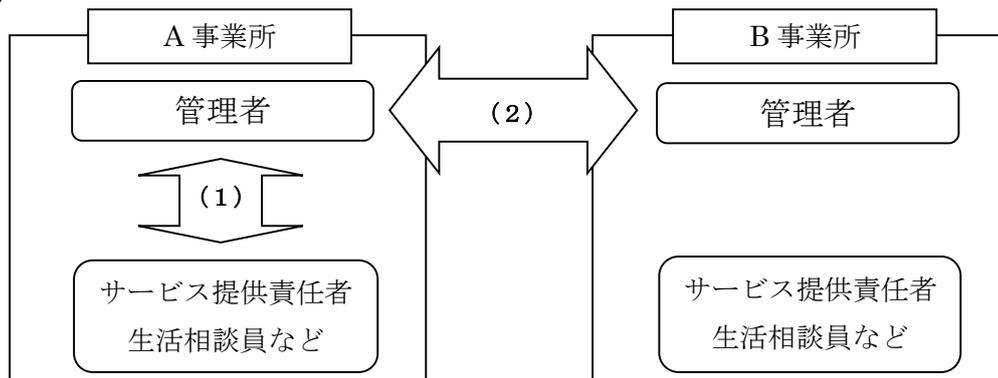
5	特定施設入居者生活介護 (予防を含む)	管理者と生活相談員
6	福祉用具貸与 (予防含む)	管理者と専門相談員
7	特定福祉用具販売 (予防含む)	管理者と専門相談員
8	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	両事業所の管理者及び専門相談員
9	介護老人保健施設	管理者と医師

(2) 他事業所との兼務

管理者の兼務のみ可能です。

(他事業所とは、同一の事業者が同一敷地内又は道路を隔てて隣接する土地に設置した事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)

(例)



○ その他の兼務について

上記以外の事例、特に以下の事例については管理上支障がある可能性が高いと考えられるため、原則として兼務を認めておりませんのでご注意ください。

(1) 介護職員、看護職員や機能訓練指導員等の直接処遇職員との兼務

指定基準や介護報酬に係る加算要件で、直接処遇職員がサービス提供時間中専従となっている場合や、基準の員数しか配置していない場合（勤務時間の規定がないものを除く）、当該直接処遇職員と管理者との兼務は管理上支障があると考えられるため認められません。

(2) 3 職種以上の兼務

3 職種以上の兼務については、人員配置基準に対して本来想定される管理すべき事業所数よりも過剰であると考えられるため認められません。

(一体的に事業を運営している居宅サービス事業所等は1つの事業所とみなします。)

(3) 他事業所間での管理者と職員との兼務

他事業所の管理者以外の職務を兼務した場合、管理者として従事している事業所の従業者の管理や業務の実施状況の把握等を一元的に行うことが困難であり、管理上支障があると考えられるため認められません。